

組合 Q & A

改正組合法の概要と
通常総会の招集手続き

「改正組合法」の概要については再三掲載してきましたが、1月12日に政令が交付されましたので、改めて全ての組合に関係する事項についてお知らせいたします。

Q1 4月1日から施行される中小企業組合制度の改正は、すべての中小企業組合に関係がありますか。

【A】 1. 今回の中小企業組合制度の改正は、全ての事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会に関係するものです。

Q2 今回の中小企業組合制度の改正は、概要どのようなものですか。

【A】 1. 今回の制度改正は、① 中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し、② 共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入、を行うものです。

2. 上記①については会社法と類似の制度が導入され、②については保険業法と類似の制度が導入さ

れています。

また、組合員数（組合員数が1000名を超えるか否か）によって導入される制度が異なりますのでご注意ください。

Q3 全ての中小企業組合に関する制度の変更点は何ですか。

【A】 1. 全ての中小企業組合に関係する主な変更点は次のとおりです。

■ 役員の任期

・ 理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更されます。

・ 監事の任期はこれまでの「3年以内で定款で定める期間」から「4年以内で定款で定める期間」に変更されます。

・ 上記の任期変更は、役員の変更時期によって適用される時期が異なります。

* 詳細は本誌前月号参照。

■ 理事による利益相反取引の制限

・ これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされてきました。

・ 平成19年4月1日以降、理事は、「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保

証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後に重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

■ 監事・組合員の権限拡大

・ これまで監事は、会計監査のみを行うこととされていましたが、今後監事は、原則として会計監査に加え、業務監査も行うこととされています。

・ ただし、組合員数が1000名以下の場合、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うことも可能です（監事の職務について、現在の組合の定款が、全国中央会作成の定款参考例と同様の書き方になっている場合、定款の変更を行わなければ、監事の権限は会計監査に限定されることとなります）。

・ 定款に定めることで監事の権限を会計監査のみに限定する場合、理事会の招集請求権の付与等組合員の権限が強化されます。

・ 上記の変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会

終了後以降に適用されます。

■ 決算関係書類等の手続き明確化

・ これまで、理事は、① 通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、② 通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていましたが、

・ 今後は、① 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない、② 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知と共に組合員に提供しなければならない、③ 組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所は写し）に備え置かなければならない、とされました。

（この改正事項には経過措置が設けられておりません。）

・ また、会計帳簿については、帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務付けられました。

* 詳細は、本会指導相談室又は

銚子若しくは松戸支所へ。

* 通常総会手続きは次ページ参照。

平成 19 年 4 月 1 日以降に招集される通常総会の手続き

(当面の留意点)

議案の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない（40条②）。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない（40条⑤）。

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し【*1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【*2】までに監査報告の内容を通知しなければならない（施行規則91条①）。

【*1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない

【*2】：監査期間は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を定めることは不可（ただし、4週間以内に監事が通知することは可能）

理事会招集通知の発出【*3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【*4】までに、各理事【*5】に対し、理事会の招集通知を発出しなければならない（36条の6⑥）。

【*3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続きの省略可（36条の6⑥において準用する会社法368条②）

【*4】：短縮可（1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

【*5】：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない（36条の6⑥において準用する会社法368条①）

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに（49条②）、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（40条⑥）。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する（40条⑪）。

総会招集通知の発出【*6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前【*7】までに組合員に到達するように、総会招集通知を発出する（49条①）。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない（40条⑦）。

【*6】：組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可（49条③）（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

【*7】：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間（49条①）

通常総会の開催